別紙様式第１号

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| センター長 | 分野長 | 機器分析分野コアファシリティ機器共用連携室 |  | 研究直轄拠点課長補佐 | 拠点支援グループ |
|  |  |  |  |  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事務担当者確認用 |
| 受付番号　　　　　号東海国立大学機構岐阜大学高等研究院科学研究基盤センター機器分析分野　コアファシリティ機器共用連携室　受託試験等依頼書 　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学高等研究院科学研究基盤センター長　殿 　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地　 　　　 企業等名及び代表者名　  （連絡先）担当者（所属・氏名） 　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 FAX番号 電子メール 東海国立大学機構岐阜大学高等研究院科学研究基盤センター受託試験、測定及び検査等取扱要項（以下、「取扱要項」）の内容を熟知の上、次のとおり試験等を依頼します。 |
| 供 試 物 品 名及 び 数 量 | 品　　　　　名 | 数　量 |
|  |  |
| 依　頼　事　項（使用する機器名等をご記入下さい。） |  |
| 相 談 希 望 日 | 令和　　年　　月　　日 | 試験等実施希望日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 上記の内容について、取扱要項第３条一項のただし書きによる、取扱を認める。 | センター長 |
| 試験等料金合計　　　　　　 |  |
| 料　金　内　訳 | ①別表料金表による試験等の料金内訳 | 　【使用機器（試験等種別）：数量（件数）×単価＝　　　円】　　　　　 |
| ②相談等により設定した（その他特殊測定等）料金内訳 | 【積算等】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　円 |
| 試験等担当者 | 　　 |

※注 太線枠内を記入してください。取扱要項の内容を受け入れられない場合、依頼測定は行われません。

別紙様式第2号

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| センター長 | 分野長 | 機器分析分野コアファシリティ機器共用連携室 |  | 研究直轄拠点課長補佐 | 拠点支援グループ |
|  |  |  |  |  |  |

※事務担当者確認用

東海国立大学機構岐阜大学高等研究院科学研究基盤センター分析機器等使用申請書

令和　　年　　月　　日

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学

高等研究院科学研究基盤センター長　　殿

 所属機関（会社）住所

 所属機関（会社）名

 使用者氏名

 所属部署

 電話番号

下記の確認条項に同意し，分析機器等の使用について申請します。

１　分析機器使用・測定については、申込時に使用者が岐阜大学の担当者と十分な相談をして、「東海国立大学機構岐阜大学高等研究院科学研究基盤センター受託試験等依頼書」を提出する。

２　使用・測定の料金は使用前に納入するものとする。使用・測定を中止した場合においても料金は使用者に返還しない。

３　分析装置の故障などで測定できなくなった場合には、測定を延期することがあるが、それに関わる損害を使用者は請求できない。

４　センター長及び担当者は、使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに、機器を破損する恐れのあるものなどセンター長及び担当者が受入れできないと判断したものについては、測定を拒否する。

５　使用・測定については、使用者は単独でするのではなく、東海国立大学機構岐阜大学の担当者が同席して、担当者の指導・立会いの下で使用者が作業する。使用者の責任で機器を棄損または滅失したときには、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。

６　使用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策、事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。

７　前記6の項目に反して、使用者の過失により本人が怪我または病気をした場合は、東海国立大学機構岐阜大学は一切責任を負わないものとする。

８　使用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。

９　測定で得られたデータは、東海国立大学機構岐阜大学が保障するものではない。そのため、データの外部への公表において、いかなる場合においても東海国立大学機構岐阜大学名を使うことはできない。また、その際に東海国立大学機構岐阜大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合にはこの限りではない。

10　前記9の項目に反して、外部に公表したことで東海国立大学機構岐阜大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその会社が賠償するものとする。